

ピースボート地球一周の船旅 2026年8月 Voyage124

米国渡航認証(ESTA)の申請に関する重要なお願い(事前のご案内)

ご旅行に必要な書類のご案内につきましては、改めて4月中旬にお送りする予定でございますが、米国渡航認証システム(ESTA)の申請・取得について、特に重要な点がございましたため、この機会にお早めの確認と対応をお願いしたく、事前にご案内させていただきます。

1. ESTA 認証が拒否された場合の注意点

米国への渡航には、有効なESTA(エスタ)の認証が必要です。ESTAは通常オンラインで迅速に認証されますが、申請内容によっては「渡航不許可(Travel Not Authorized)」となるケースが散見されます。ESTAが拒否された場合、米国への渡航には観光ビザ(B-1/B-2ビザ)の申請に切り替える必要があります。

しかしながら、観光ビザの申請には、米国大使館・領事館での面接予約が必要となり、現在、面接予約枠が大変混み合っているため、予約日が数ヶ月後となる状況が続いています。

そのため、旅行直前にESTAが拒否された場合、ビザ面接予約が間に合わず、やむなくご旅行をキャンセルせざるを得ない事態が発生しております。

お客様に安心してご出発いただくためにも、「必要書類のご案内」(4月中旬お届け予定)をご参照のうえ、できる限りお早めにESTAの申請手続きを行っていただくことを強くお勧めいたします。

2. ESTAの対象外となる方(通常のビザ申請が必要です)

下記のいずれかに該当する方は、ESTAの対象外となり、ご旅行の前に観光ビザ(査証)を必ず取得していただく必要があります。

ご自身が下記のいずれかに該当するかどうかを今すぐご確認ください。該当する方は、大変お手数ですが、直ちに米国ビザの申請手続きを開始していただきますようお願い申し上げます。弊社にて代行取得をご希望の方はご相談ください。なお、日本国籍の場合、一般的には最大で10年間の有効期限が観光ビザに適用されます。

- ・2011年3月1日以降にイラン、イラク、北朝鮮、スーダン、シリア、リビア、ソマリア、イエメンに渡航または滞在したことがある方
- ・2021年1月12日以降にキューバに渡航または滞在したことがある方
- ・キューバ、イラン、イラク、北朝鮮、スーダン、またはシリアのいずれかの国籍を有する二重国籍者の方
- ・米国への超過滞在歴のある方

株式会社ジャングレイス本社営業所



ご相談は、
スマートフォン・パソコンからかんたんに[無料]
<https://info.pbcrui.se.jp/customer>



ナビダイヤル

0570-030-617

[11:00~17:00/定休:土日祝]